

テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業者募集要項

この募集要項は、山梨県の委託を受けて山梨県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する「テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業」（以下「モデル事業」という。）におけるモデル事業者の選定に際し、必要な事項を定めるものである。

1 目的

団塊世代が後期高齢者となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークに近付くとされる令和22年にかけて、高齢化に伴う介護ニーズが更に増加、多様化する一方、介護の担い手となる生産年齢人口は大幅に減少することにより、介護人材の不足が見込まれている。

この状況においても、介護サービスの質を維持・向上させるため、介護事業所において、業務の効率化や業務負担軽減の取り組みを進める必要がある。

このため、介護事業所における介護ロボットやICTを活用した生産性向上に向けた、継続的な業務改善の取り組みを支援するとともに、事業効果をモデル事業として県内施設へ普及する。

2 事業内容

モデル事業者は、プロジェクトメンバーを選定するとともに、事業所全体が業務改善に向けた取り組みを行える体制を整え、県社協及び県社協が業務委託するコンサルタントの支援を受けながら、厚生労働省の「介護ロボットパッケージ導入モデル」に基づき、以下の事業を実施する。

なお、本事業におけるコンサルタントの費用は県社協が負担する。

(1) 業務効率化に取り組むにあたっての課題分析

コンサルタントとともにワークショップ等を通じ、現行業務を整理し、課題分析を実施する。

(2) 業務改善策の検討及び遂行

- ・ 改善する課題に優先順位をつけ、それに係る対応策の策定、実施スケジュール等の業務改善計画をコンサルタントとともに策定する。
- ・ 業務改善計画のうち、介護ロボット及びICTの導入に要する費用の一部は、「テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」※という。）に基づき山梨県が補助する。

- ・ モデル事業者は業務改善計画を実施し、コンサルタントと相談しながら必要に応じ修正を行い、業務改善を最適化する。

※「交付要綱」については、山梨県健康長寿推進課のホームページを確認すること。

(3) 業務改善の取り組みの効果検証

- ・ モデル事業者は、コンサルタントとともに業務改善計画を実施した結果を定量的、定性的に判断し、効果を検証する。
- ・ なお、テクノロジーを活用した業務効率化事業費補助金により介護ロボット及びICTを導入した場合、交付要綱に定める導入効果報告書を提出すること。

(4) 施設見学会の実施

取り組みとその効果を広く県内介護事業所へ普及するため、施設見学会を最低1回実施すること。(実施方法、内容、時期等については、県社協、コンサルタントと調整)

(5) セミナーへの協力

モデル事業の一環として実施するセミナーへ協力すること。

3 事業期間

モデル事業者選定の日から令和7年3月31日まで

4 募集事業所及び募集数

介護保険法に基づく指定、許可を受けた、山梨県内に所在する事業者。
2事業所。

5 応募資格

4の事業所を運営し、2の事業内容を3の事業期間内に全て実施できる事業者であること。

6 参加申込み

モデル事業に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 事業を実施する事業所・施設の平面図及び立面図
- ④ 直近2か年の法人決算書の写し
- ⑤ 申込者の概要がわかる資料（定款、寄付行為、パンフレット等）

(2) 提出部数

7部

提出部数は、フラットファイルに綴りインデックス及び背表紙を付けること。

(3) 提出先

〒400-0005

山梨県甲府市北新一丁目2番12号 山梨県福祉プラザ1階

山梨県社会福祉協議会 介護福祉総合支援センター（介護支援センター）

（担当者） 大森

（電話） 055-254-8680

（メールアドレス） kaigo@y-fukushi.or.jp

(4) 提出期限及び方法

① 提出期限

令和6年5月7日（火）17時

② 提出方法

郵送又は宅配便により提出すること。

提出期限までに介護福祉総合支援センターに到達したものに限り、必ず、到達したことを電話で6（3）の担当者に確認すること。

(5) 参加申込書の交付

介護福祉総合支援センターのホームページからダウンロードすること。

URL：<https://sites.google.com/view/yamanashi-kaigosougoushien/>

7 審査及び結果通知

(1) 審査基準

6により提出された書類を、審査基準（別紙1）により審査する。

(2) 選定方法

- ① 審査の結果、合計点が高い事業所の中から2事業者を選定する。なお、同点の場合は審査員の合議により決定する。

②選定に当たっては、ヒアリングを実施するが、応募多数の場合は、種別を踏まえて事前に書面審査を行う場合がある。

③ヒアリングの開催

ア 開催日・場所

令和6年5月16日（木） 山梨県福祉プラザ1階 研修室1

（山梨県甲府市北新一丁目2番12号）

時間、場所の詳細は別途通知する。（令和6年5月10日発送予定）

イ ヒアリングの内容

【様式第2号】事業計画書の内容を説明すること。

ウ ヒアリングの時間

1事業所20分程度（事業計画書の説明15分、質疑応答5分）とする。

エ その他

（ア）入室は3名以内とする。

（イ）ヒアリングは提出した資料のみを用いて行うものとし、追加資料の提出は一切受け付けない。

（3）選定者、非選定者への通知に関する事項

選定者、非選定者に事業者選定結果を通知する。

（4）その他の留意事項

① 提出された申込書一式は、返却しない。

② 申込書一式の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

③ 提出された申込書一式は、モデル事業者の選定以外には提出者に無断で使用しない。

8 申込者の失格

次のいずれかに該当する場合には、申込を受け付けない。また、モデル事業者として決定した後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合、その決定を取り消す。

（1）5の応募資格を満たしていない場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）事業の履行が困難と認められる場合

（4）選定の公平性を害する行為があった場合

（5）上記のほか、申込及び事業の実施にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

9 説明会の開催

本事業の説明会を次の日程で開催する。

開催日時：令和6年4月22日（月） 14時～15時30分

開催形式：オンライン（Zoom）

申込方法：介護福祉総合支援センターホームページから申し込み行うこと。

10 募集日程（予定）

4月 1日（月）	募集要項等の公開
4月 22日（月）	モデル事業説明会
5月 7日（火） 17時	参加申込書等提出期限
5月 10日（金）	ヒアリングの案内通知発送（予定）
5月 16日（木）	ヒアリングの実施
5月 17日（金）	審査結果通知発送（予定）
6月～	事業開始（予定）